証券コード：7438

KONDOTEC

第68回 定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場　所

大阪市西区境川二丁目2番90号
当社本社　4号館4階会議室

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。
なお、エレベーターはございませんので、階段のご利用をお願い申しあげます。

議　案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件
第8号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

【お土産の取り止めのお知らせ】

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

【来場自粛のお願い】

本年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会場の安定的な利用等を重視し、当社本社での開催としたため、会場の広さが昨年より大幅に縮小しております。

つきましては、会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には株主総会当日のご来場を見合わせていただき、議決権の行使は書面又はインターネットによる方法をご利用いただきますようお願い申しあげます。

なお、会場席数に限りがあり、当日、ご来場いただいた株主様全員がご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承いただきたくお願い申しあげます。

コンドーテック株式会社

目　次

■第68回定時株主総会招集ご通知 …… 1

<添付書類>

■事業報告 …… 4

■連結計算書類・計算書類 …… 20

■監査報告書 …… 24

■株主総会参考書類 …… 30

◎当社は、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正の必要が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当社ホームページ ▼

https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(証券コード：7438)
2020年６月５日

株　主　各　位

大阪市西区境川二丁目２番90号
コンドーテック株式会社
代表取締役社長　近　藤　勝　彦

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、本年は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会場の安定的な利用等を重視し、当社本社での開催としたため、会場の大きさが昨年より大幅に縮小しております。

つきましては、会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は見合わせていただき、議決権の行使は書面又はインターネットによる方法をご利用いただきますようお願い申しあげます。

また、会場席数に限りがあり、当日、ご来場いただいた株主様全員がご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承いただきたくお願い申しあげます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、２～３ページの方法により2020年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。　敬　具

記

1．日　　時	2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始:午前９時）
2．場　　所	大阪市西区境川二丁目2番90号 当社本社　4号館4階会議室 開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。 なお、エレベーターはございませんので、階段のご利用をお願い申しあげます。
3．目的事項	**報告事項**　1．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第68期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 **第４号議案**　監査等委員である取締役3名選任の件 **第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 **第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 **第７号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件 **第８号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

本年より、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使の場合

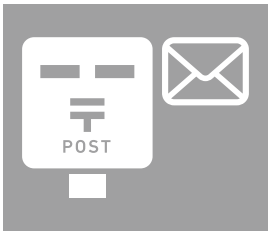

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時30分必着

インターネットによる議決権行使の場合

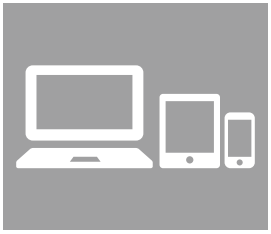

「インターネットによる議決権行使のご案内」（３ページ）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時30分まで

※ただし、毎日午前２時から午前５時まではお取り扱いを休止いたします。

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
開催場所につきましては、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

開催日時　2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始:午前９時）

◎議決権の行使について

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後（ただし議決権行使期限前に限る）に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

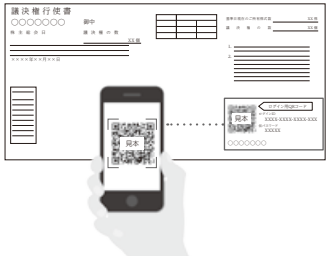

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

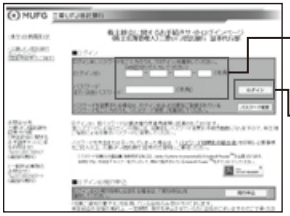

3 新しいパスワードを登録する。

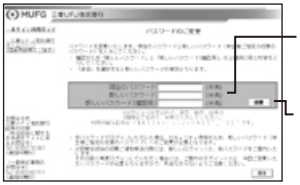

4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

＜添付書類＞

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、2019年10月の消費税率引き上げに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による実体経済への影響懸念等、先行きの不透明さが増す状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、個人消費が持ち直し、公共投資も堅調に推移する一方で、概ね横ばいで推移していた住宅投資が弱含む他、高い水準で底堅く推移してきた企業収益も製造業を中心に弱含む状況で推移していたところ、当連結会計年度末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、先行き不透明な状況となっております。なお、当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当連結会計年度の業績への影響は限定的に留まっております。

このような状況のもとで、当社グループは新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こし、新商材の拡販などの営業活動を展開するとともに、海外市場への展開などの成長戦略に取り組んでまいりました。また、2020年２月に東海ステップ株式会社を子会社化するなど、事業拡大を図っております。

以上の結果、前連結会計年度に子会社化したテックビルド株式会社の売上高が寄与し、当連結会計年度の売上高は60,599百万円（前期比4.8％増）と増収になりました。

利益面につきましては、人件費等の増加やテックビルド株式会社の子会社化に伴い販売費及び一般管理費が増加したものの、製造原価や仕入価格上昇分の販売価格への転嫁を進めたことにより、売上総利益率が改善した結果、営業利益は4,085百万円（同4.5％増）、経常利益は4,177百万円（同3.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,875百万円（同4.6％増）と増益になりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜産業資材＞

前連結会計年度に子会社化したテックビルド株式会社の売上高が寄与したことにより、当セグメントの売上高は35,459百万円（前期比9.2％増）となりました。

＜鉄構資材＞

一部資材の調達難の影響等に伴い、鉄骨部材、アンカーボルト、ブレースなどが厳しい状況で推移したことにより、当セグメントの売上高は16,429百万円（前期比2.0％減）となりました。

＜電設資材＞

大口電気工事関連受注が減少したものの、昨年の全国的な猛暑の影響を受け、商業施設・工場・小中学校での空調機需要が堅調に推移するとともに、戸建住宅・マンション関連受注も好調に推移したことにより、当セグメントの売上高は8,710百万円（前期比1.1％増）となりました。

2．対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、感染拡大による影響が見通せず、先行きが非常に不透明な状況にあります。

当社グループ関連業界におきましても、物件の進捗遅れや設備投資の抑制など業界全体に与える影響が大きく、見通しが非常に困難な状況にあります。

このような状況のもとで、当社グループは、必要な投資を行うことで、受注競争や価格競争に耐えうるようにコスト競争力を高めつつ、自社製品・輸入商材・新商材の拡販と新規販売先の開拓などの成長戦略を実行し、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

3．設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は917百万円で、その主なものは、当社の製造部門の生産設備の更新及び増強であります。

4．資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

5．財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第65期 (2017年３月期)	第66期 (2018年３月期)	第67期 (2019年３月期)	第68期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高	千円 50,410,789	千円 52,811,705	千円 57,828,491	千円 60,599,962
経常利益	千円 3,614,836	千円 3,655,027	千円 4,023,772	千円 4,177,858
親会社株主に帰属する当期純利益	千円 2,497,540	千円 2,523,264	千円 2,748,579	千円 2,875,433
１株当たり当期純利益	93円29銭	94円25銭	102円65銭	107円46銭
総資産	千円 36,524,890	千円 39,313,208	千円 43,820,223	千円 46,335,780
純資産	千円 22,719,802	千円 24,745,831	千円 26,756,696	千円 28,387,460
１株当たり純資産	846円59銭	922円62銭	996円99銭	1,071円09銭

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（株式付与ESOP信託及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

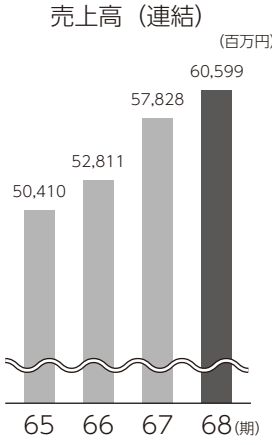

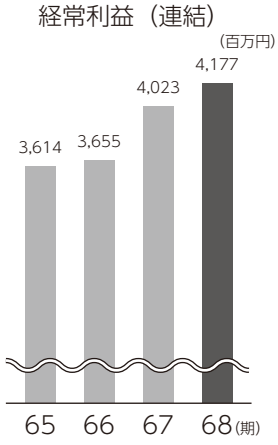

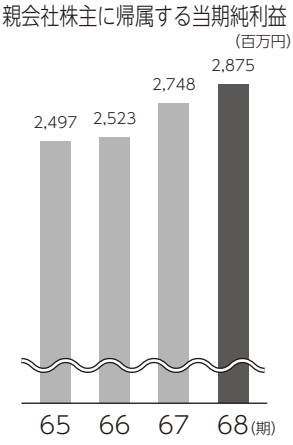

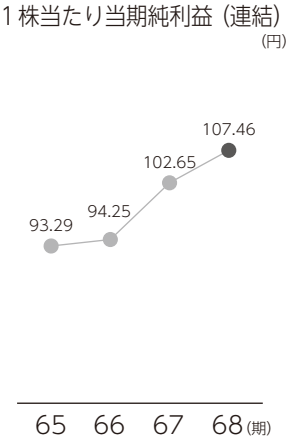

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第65期 (2017年３月期)	第66期 (2018年３月期)	第67期 (2019年３月期)	第68期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高	千円 41,967,953	千円 44,338,748	千円 48,816,645	千円 48,646,428
経常利益	千円 3,327,743	千円 3,384,120	千円 3,734,274	千円 3,855,490
当期純利益	千円 2,306,590	千円 2,360,397	千円 2,581,341	千円 2,692,581
１株当たり当期純利益	86円16銭	88円17銭	96円40銭	100円63銭
総資産	千円 34,086,111	千円 36,720,307	千円 40,087,884	千円 41,405,439
純資産	千円 21,962,984	千円 23,761,301	千円 25,589,611	千円 27,122,908
１株当たり純資産	818円32銭	885円83銭	953円43銭	1,023円32銭

(注) １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（株式付与ESOP信託及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

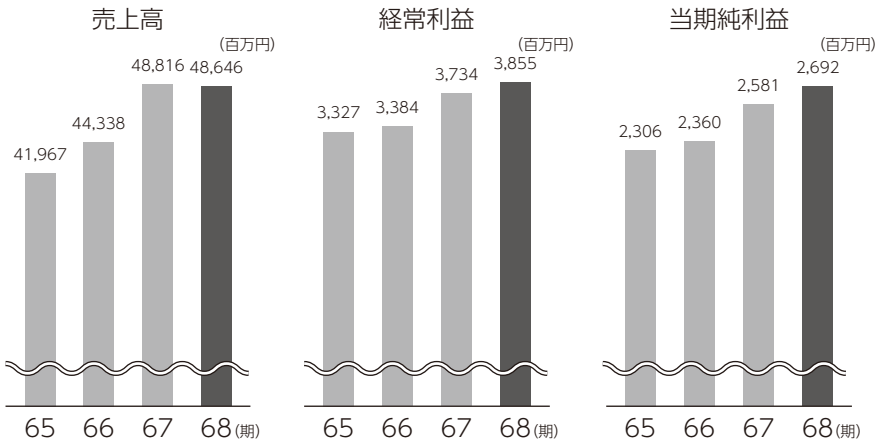

6．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
三和電材株式会社	千円 283,998	% 100.0	電設資材卸売業
KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバーツ 102	% 99.9	産業資材、鉄構資材及び電設資材等の輸出入並びに販売
中央技研株式会社	千円 45,000	% 100.0	各種機械器具設計、製造販売
テックビルド株式会社	千円 210,000	% 100.0	土木建築用足場等の架払工事及びレンタル
東海ステップ株式会社	千円 100,000	% 100.0	土木建築用足場等の架払工事

(注) 1．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2．2019年４月１日付でヒロセ興産株式会社はテックビルド株式会社へ商号変更いたしました。
3．当社は、2020年２月26日付で東海ステップ株式会社の全議決権株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

7．主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、土木用・建設用・荷役用・船舶用金物、鋼材、溶接資材、鋲螺、機械器具及び電設資材の製造、販売及び輸出入を主な事業とし、当社グループの製造、販売する主要な製品・商品等は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品・商品等
産業資材	ターンバックル、シャックル、足場吊りチェーン、丸セパレーター、ワイヤロープ、チェーン、コンテナバッグ、ブルーシート、土のう袋、物流荷役機器、木造住宅金物、型枠部材、仮設足場、現場用品、船舶・港湾関連資材、鉄鋼二次製品、環境関連資材、街路・緑化関連資材、鉄道関連資材、機械器具、各種関連工事　他
鉄構資材	ブレース、アンカーボルト、ハイテンションボルト、ボルトナット類、鉄骨部材、溶接・塗装資材、機械工具、各種関連工事　他
電設資材	照明器具、空調機器、換気扇、分電盤、電線ケーブル、配線器具、エコキュート、太陽光発電機器、家電機器、各種関連工事　他

8．主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社（大阪市西区）			
東京本社（東京都江東区）			
東日本営業部	札幌支店（北海道石狩市） 秋田営業所（秋田県秋田市） 東京支店（東京都江東区） 横浜支店（横浜市港北区） 八王子営業所（東京都八王子市）	仙台支店（仙台市若林区） 盛岡営業所（岩手県紫波郡） 結城営業所（茨城県結城市） 新潟支店（新潟市東区） 静岡営業所（静岡市葵区）	青森営業所（青森県青森市） 郡山営業所（福島県郡山市） 千葉営業所（千葉市花見川区） 埼玉営業所（埼玉県川越市）
西日本営業部	名古屋支店（名古屋市中川区） 大阪支店（大阪市西区） 高松営業所（香川県高松市） 長崎営業所（長崎県諫早市）	松本営業所（長野県松本市） 京都営業所（京都府八幡市） 広島支店（広島市安佐南区） 熊本営業所（熊本県上益城郡）	金沢営業所（石川県金沢市） 神戸営業所（神戸市西区） 福岡支店（福岡市東区） 鹿児島営業所（鹿児島県霧島市）
海外営業部（大阪市西区）			
開発営業部	ホームセンターグループ（大阪市港区）	鉄道環境グループ（大阪市西区）	eコマースグループ（大阪市西区）
鉄構営業部	東北営業所（仙台市若林区） 関東営業所（埼玉県川越市） 長野営業所（長野県長野市） 中京支店（愛知県一宮市） 兵庫営業所（兵庫県小野市） 北九州営業所（福岡県直方市）	福島営業所（福島県郡山市） 東関東営業所（千葉市花見川区） 東海営業所（静岡市葵区） 京滋営業所（京都府八幡市） 岡山営業所（岡山県津山市） 九州営業所（福岡県久留米市）	北関東支店（茨城県結城市） 神奈川営業所（横浜市港北区） 浜松営業所（浜松市東区） 関西支店（大阪市西区） 山陽営業所（広島市安佐南区）
業　務　部（大阪市港区）　関東物流センター（茨城県結城市）			
札幌工場（北海道石狩市）　関東工場（茨城県結城市）　滋賀工場（滋賀県蒲生郡）　九州工場（福岡県直方市）			

（注）当事業年度末日後の2020年４月１日付で関東営業所を支店に昇格しております。

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

本　　社（名古屋市西区）		
本部営業所（名古屋市西区）	特販営業部（名古屋市西区）	名東営業所（名古屋市名東区）
東営業所（名古屋市東区）	中川営業所（名古屋市中川区）	南営業所（名古屋市南区）
豊明営業所（愛知県豊明市）	安城営業所（愛知県安城市）	岡崎営業所（愛知県岡崎市）
半田営業所（愛知県半田市）	岐阜営業所（岐阜県岐阜市）	大阪営業所（大阪市西区）
愛北営業所（愛知県丹羽郡）		

② KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.（タイ・バンコク市）

③ 中央技研株式会社

本　　社（滋賀県犬上郡）
草津営業所（滋賀県草津市）

（注）2019年４月１日付で草津営業所（滋賀県草津市）を開設いたしました。

④ テックビルド株式会社

本　　社（東京都品川区）		
埼玉センター（埼玉県入間郡）	京葉センター（千葉県柏市）	神奈川センター（相模原市緑区）
仙台営業所（仙台市泉区）	福島営業所（福島県郡山市）	北関東営業所（茨城県ひたちなか市）
京葉営業所（千葉県柏市）	埼玉営業所（埼玉県入間郡）	神奈川営業所（相模原市緑区）
特建工事課（東日本）（千葉県柏市）	金沢営業所（石川県金沢市）	富山営業所（富山県富山市）
関西営業所（大阪市中央区）	南大阪営業所（大阪府和泉市）	岡山営業所（岡山市南区）
福山営業所（広島県福山市）	広島営業所（広島市佐伯区）	山口営業所（山口県山口市）
福岡営業所（福岡県糟屋郡）	特建工事課（西日本）（大阪市中央区）	

（注）1. 2019年４月１日付でヒロセ興産株式会社はテックビルド株式会社へ商号変更し、また、同社は同日付で組織変更を行い、各拠点の名称を変更いたしました。
2. 当連結会計年度末日後の2020年４月１日付で特建工事課（西日本）を関西営業所に統合しております。

⑤ 東海ステップ株式会社

本　　社（静岡県藤枝市）		
磐田営業所（静岡県磐田市）	焼津営業所（静岡県焼津市）	清水営業所（静岡市清水区）
富士営業所（静岡県富士市）	三島営業所（静岡県田方郡）	伊勢原営業所（神奈川県伊勢原市）
横浜営業所（横浜市瀬谷区）	八王子営業所（東京都あきる野市）	千葉北営業所（千葉市稲毛区）
埼玉南営業所（埼玉県越谷市）	特建事業所（相模原市緑区）	

9．従業員の状況（2020年３月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,035名	129名増加

（注）１．従業員数が前連結会計年度末と比べて129名増加しましたのは、主に2020年２月26日付で東海ステップ株式会社を連結子会社化したためであります。
２．従業員数は臨時従業員を除いております。

（2）当社の従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
696名	26名増加	41.6歳	13.7年

（注）１．従業員数は当社から子会社KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.への出向者１名及び子会社テックビルド株式会社への出向者４名を除いております。
２．従業員数は臨時従業員を除いております。

10．主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

（1）当社

該当事項はありません。

（2）子会社

① 三和電材株式会社

借　　入　　先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社中京銀行	100,000千円

② 中央技研株式会社

借　　入　　先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	30,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	24,645千円

③ テックビルド株式会社

借　　入　　先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	633,045千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円

（注）2019年４月１日付でヒロセ興産株式会社はテックビルド株式会社へ商号変更いたしました。

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　60,000,000株
２．発行済株式の総数　27,257,000株
３．株　　主　　数　9,407名
４．大　　株　　主

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
	千株	%
有限会社藤和興産	3,014	11.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,619	6.08
コンドーテック社員持株会	1,306	4.91
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.68
株式会社Fプランニング	900	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	871	3.27
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.83
株式会社藤登興産	676	2.54
近藤　雅英	664	2.50
近藤　純位	652	2.45

（注）１．持株比率は自己株式628千株（株式付与ESOP信託が保有する当社株式（26千株）及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（128千株）を除く）を除いて算出しております。

２．2018年６月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2018年６月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社三菱UFJ銀行	753千株	2.77%
三菱UFJ信託銀行株式会社	593千株	2.18%
三菱UFJ国際投信株式会社	47千株	0.17%
合　計	1,394千株	5.12%

３．2019年９月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（№6）においてフィデリティ投信株式会社が、2019年９月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）	2,656千株	9.74%

5．その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月７日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について、以下のとおり決議いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	800,000株（上限）
株式の取得価額の総額	800,000,000円（上限）
取得期間	2019年11月８日から2020年９月30日まで
取得の方法	東京証券取引所における市場買付
取得理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため

上記取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式の状況

取得した株式の総数	373,000株
株式の取得価額の総額	399,818,900円

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2013年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)		2015年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年度新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発行決議日		2013年６月26日	2014年６月27日		2015年６月23日	2016年６月28日
新株予約権の数		247個	160個		240個	315個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式24,700株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式16,000株 (新株予約権１個につき100株)		普通株式24,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式31,500株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	同　左		同　左	同　左
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円(1株当たり1円)	同　左		同　左	同　左
権利行使期間		2013年７月12日から2043年７月11日まで	2014年７月15日から2044年７月14日まで		2015年７月９日から2045年７月８日まで	2016年７月14日から2046年７月13日まで
行使の条件		(注) 2	同　左		同　左	同　左
役員の保有状況(注) 1	区分	取締役(社外取締役を除く)	取締役(社外取締役を除く)	監査役	取締役(社外取締役を除く)	同　左
	新株予約権の数	76個	96個	16個	120個	197個
	目的となる株式数	7,600株	9,600株	1,600株	12,000株	19,700株
	保有者数	3名	5名	1名	3名	5名

(注) 1．役員の保有状況
取締役が保有している新株予約権は、取締役就任前の使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。
監査役が保有している新株予約権は、監査役就任前の使用人として在籍中に付与されたものです。
2．新株予約権の行使の主な条件
新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

2．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．当事業年度末日における取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近　藤　勝　彦	有限会社藤和興産　代表取締役 株式会社藤登興産　代表取締役
専務取締役	安　藤　朋　也	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社　取締役 中央技研株式会社　取締役 テックビルド株式会社　取締役 東海ステップ株式会社　取締役
取　締　役	矢　田　裕　之	営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長
取　締　役	百　田　陽　一	製造本部長兼九州工場長
取　締　役	矢　野　雅　彦	開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼eコマースグループ長
取　締　役	鴇　　泰　広	業務部長
取　締　役	江　尻　友　征	東海ステップ株式会社　代表取締役会長
取　締　役	浅　川　和　之	東日本営業部長兼東京支店長
取　締　役	金　井　美智子	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所　社員） 三共生興株式会社　社外監査役 IDEC株式会社　社外取締役（監査等委員）
取　締　役	大　和　正　史	関西大学大学院法務研究科教授
常勤監査役	西　田　範　夫	三和電材株式会社　監査役 中央技研株式会社　監査役 テックビルド株式会社　監査役 東海ステップ株式会社　監査役
監　査　役	村　辻　義　信	弁護士（ウェルブライト法律事務所　代表パートナー）
監　査　役	安　田　加　奈	公認会計士（安田会計事務所　所長） シンポ株式会社　社外監査役 スギホールディングス株式会社　社外監査役 株式会社ゲオホールディングス　社外取締役 中央発條株式会社　社外取締役

（注）1．取締役金井美智子氏及び取締役大和正史氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2．監査役村辻義信氏及び監査役安田加奈氏は、社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．監査役安田加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．2019年６月25日開催の第67回定時株主総会において、百田陽一氏、江尻友征氏及び浅川和之氏は取締役に、安田加奈氏は監査役に、新たに選任され、就任いたしました。

5．2019年６月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって、常務取締役平田茂氏、取締役髙木昭氏、取締役宮晴夫氏及び監査役中川雅晴氏は任期満了により、退任いたしました。

6．当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動については次のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
矢　田　裕　之	取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長	取締役西日本営業部長兼事業戦略室長	2019年 6 月 25日
江　尻　友　征	取締役	取締役海外営業部長	2020年 2 月 26日

7．当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動については次のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
安　藤　朋　也	東海ステップ株式会社取締役	―	2020年 2 月 26日
江　尻　友　征	東海ステップ株式会社代表取締役会長	―	2020年 2 月 26日

8．当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動については次のとおりであります。

氏　　名	新	旧	異動年月日
西　田　範　夫	東海ステップ株式会社監査役	―	2020年 2 月 26日

2．取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	13名	209,370千円
監　査　役	4 名	23,160千円
計	17名	232,530千円

（注）1．取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員（社外取締役２名及び社外監査役３名）に対する支給額20,535千円が含まれております。

2．取締役及び監査役の支給人員には、2019年６月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役３名及び監査役１名が含まれております。

3．取締役に対する支給額には、当事業年度における業績連動型株式報酬制度である株式給付信託（BBT）に係る費用計上額41,809千円が含まれております。

4．上記報酬等の額に記載するほかに、2004年６月29日開催の第52回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い打ち切り支給をすることを決議しており、この決議に基づき2019年６月25日開催の第67回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名に対し、役員退職慰労金8,726千円を支払っております。

3．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区　分	氏　　名	兼職の状況	当該法人等との関係
取締役	金　井　美智子	弁護士法人大江橋法律事務所　社員 三共生興株式会社　社外監査役 IDEC株式会社　社外取締役（監査等委員）	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	大　和　正　史	関西大学大学院法務研究科教授	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	村　辻　義　信	ウェルブライト法律事務所　代表パートナー	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	安　田　加　奈	安田会計事務所　所長 シンポ株式会社　社外監査役 スギホールディングス株式会社　社外監査役 株式会社ゲオホールディングス　社外取締役 中央発條株式会社　社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	金　井　美智子	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役	大　和　正　史	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、主に法科大学院教授及び研究者としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	村　辻　義　信	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	安　田　加　奈	2019年６月25日就任後開催の取締役会10回のうち９回に出席し、また、就任後開催の監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役金井美智子氏、社外取締役大和正史氏、社外監査役村辻義信氏及び社外監査役安田加奈氏と、同法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

Ⅴ　会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、KONDOTEC INTERNATIONAL（THAILAND）Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の監査の品質及び継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ　会社の体制及び方針

次に掲げる事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ（https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html）の「第68回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しております。

1．業務の適正を確保するための体制
2．業務の適正を確保するための体制の運用状況
3．会社の支配に関する基本方針

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、１株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**28,908,089**
現金及び預金	8,305,639
受取手形及び売掛金	13,207,644
電子記録債権	1,695,792
商品及び製品	4,031,424
仕掛品	567,692
原材料及び貯蔵品	426,945
その他	680,955
貸倒引当金	△8,004
固定資産	**17,427,690**
有形固定資産	**11,312,044**
建物及び構築物	3,043,788
機械装置及び運搬具	1,023,599
土地	6,520,181
その他	724,474
無形固定資産	**5,085,629**
のれん	3,142,346
顧客関連資産	1,818,534
その他	124,747
投資その他の資産	**1,030,016**
投資有価証券	342,007
繰延税金資産	431,692
その他	266,606
貸倒引当金	△10,288
資産合計	**46,335,780**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**15,958,430**
支払手形及び買掛金	3,333,966
電子記録債務	8,400,084
短期借入金	610,000
一年内返済予定の長期借入金	129,144
未払法人税等	678,720
賞与引当金	768,924
その他	2,037,590
固定負債	**1,989,889**
長期借入金	248,546
繰延税金負債	529,098
再評価に係る繰延税金負債	178,749
役員退職慰労引当金	30,015
株式給付引当金	63,088
退職給付に係る負債	817,011
その他	123,380
負債合計	**17,948,320**
純資産の部	
株主資本	**29,819,941**
資本金	2,666,485
資本剰余金	2,434,555
利益剰余金	25,477,148
自己株式	△ 758,247
その他の包括利益累計額	**△1,463,663**
その他有価証券評価差額金	145,678
繰延ヘッジ損益	777
土地再評価差額金	△1,510,852
為替換算調整勘定	10,704
退職給付に係る調整累計額	△109,972
新株予約権	**31,181**
非支配株主持分	**0**
純資産合計	**28,387,460**
負債・純資産合計	**46,335,780**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**60,599,962**
売上原価		**47,034,965**
売上総利益		**13,564,996**
販売費及び一般管理費		9,479,717
営業利益		**4,085,279**
営業外収益		
受取利息	2,275	
受取配当金	5,824	
仕入割引	126,995	
その他	37,644	172,740
営業外費用		
売上割引	63,309	
支払利息	5,506	
その他	11,346	80,161
経常利益		**4,177,858**
特別利益		
固定資産売却益	566	566
特別損失		
固定資産売却損	214	
固定資産除却損	10,361	10,576
税金等調整前当期純利益		**4,167,848**
法人税、住民税及び事業税	1,223,804	
法人税等調整額	68,610	1,292,415
当期純利益		**2,875,433**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,875,433**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**23,203,495**
現金及び預金	5,731,985
受取手形	4,697,580
売掛金	6,437,421
電子記録債権	1,506,245
商品及び製品	3,620,491
仕掛品	262,808
原材料及び貯蔵品	421,095
その他	529,713
貸倒引当金	△3,846
固定資産	**18,201,943**
有形固定資産	**9,240,602**
建物	2,418,061
構築物	116,904
機械及び装置	982,772
車両運搬具	25,835
土地	5,490,076
その他	206,951
無形固定資産	**51,105**
その他	51,105
投資その他の資産	**8,910,235**
投資有価証券	331,959
関係会社株式	8,138,506
繰延税金資産	300,433
その他	145,673
貸倒引当金	△6,338
資産合計	**41,405,439**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**13,635,374**
支払手形	17,341
買掛金	2,484,047
電子記録債務	8,400,084
未払法人税等	571,500
賞与引当金	677,045
その他	1,485,356
固定負債	**647,156**
再評価に係る繰延税金負債	178,749
株式給付引当金	63,088
退職給付引当金	387,135
その他	18,183
負債合計	**14,282,531**
純資産の部	
株主資本	**28,456,463**
資本金	**2,666,485**
資本剰余金	**2,434,555**
資本準備金	2,434,555
利益剰余金	**24,113,670**
利益準備金	216,694
その他利益剰余金	23,896,975
圧縮記帳積立金	214,945
別途積立金	7,610,000
繰越利益剰余金	16,072,029
自己株式	**△758,247**
評価・換算差額等	**△1,364,735**
その他有価証券評価差額金	145,338
繰延ヘッジ損益	777
土地再評価差額金	△1,510,852
新株予約権	**31,181**
純資産合計	**27,122,908**
負債・純資産合計	**41,405,439**

（注）千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**48,646,428**
売上原価		**37,434,036**
売上総利益		**11,212,392**
販売費及び一般管理費		7,362,001
営業利益		**3,850,390**
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	12,867	
仕入割引	27,086	
助成金収入	9,870	
その他	17,601	67,485
営業外費用		
売上割引	52,889	
その他	9,495	62,385
経常利益		**3,855,490**
特別利益		
固定資産売却益	556	556
特別損失		
固定資産売却損	214	
固定資産除却損	5,908	6,122
税引前当期純利益		**3,849,923**
法人税、住民税及び事業税	1,076,811	
法人税等調整額	80,530	1,157,341
当期純利益		**2,692,581**

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

コンドーテック株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木　村　幸　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、営業所、及び工場並びに子会社の主要な拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が国内子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

コンドーテック株式会社　監査役会

常勤監査役 西田範夫 ㊞
監査役（社外監査役） 村辻義信 ㊞
監査役（社外監査役） 安田加奈 ㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、今後もM＆A等による戦略的投資、成長に向けた積極的な事業投資の拡大を図りながら、財務体質の強化など収益力の向上に努めるとともに、資本効率の向上に取り組んでまいります。

配当につきましては、連結業績、連結配当性向について十分留意しながら、連結純資産配当率（DOE）2.5％以上を目標として、株主の皆様へ継続的・安定的に配当を行うことを基本方針としております。

DOEは、純資産の中から配当金として還元する割合を示しており、一時的な利益の増減に左右されず安定的な配当の実現を可能とする指標となります。なお、当社グループは、資本効率を示す自己資本当期純利益率（ROE）10.0％以上も目標としております。これは、毎期一定以上の利益を計上することにより、配当額決定の基礎となる純資産が増加する結果、継続的な増配が可能となることを意味しております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、１株につき前事業年度比１円50銭増配の14円50銭とさせていただきたく存じます。これにより、すでに実施しております中間配当１株につき14円50銭を加えました年間配当金は、１株につき29円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき14円50銭 総額386,116,542円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月25日

（ご参考）配当金の推移

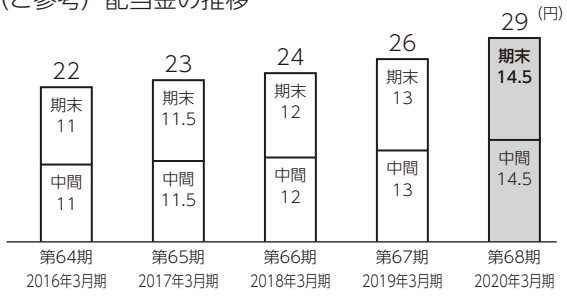

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。
これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものであります。

②当社及び当社子会社を含めた今後の事業拡大及び多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）の事業目的を一部変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章 総　則	第1章 総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 （1）～（11）　（条文省略） （新　設） （12）前各号に付帯する事業	（目　的） 第２条　当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 （1）～（11）　（現行どおり） （12）古物の売買 （13）　（現行どおり）
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）　取締役会 （2）　監査役	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）　取締役会 （2）　監査等委員会

現　行　定　款	変　　更　　案
(3)　監査役会 (4)　会計監査人	(削　　除) (3)　会計監査人
第５条　　(条文省略)	第５条　　(現行どおり)
第2章 株　　式	第2章 株　　式
第６条～第11条 (条文省略)	第６条～第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条(現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員　　数) 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	(員　　数) 第19条　当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 2.　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(新　　設)	
(選任方法) 第20条　取締役は、株主総会で選任する。	(選任方法) 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。
2.　　(条文省略) 3.　　(条文省略)	2.　　(現行どおり) 3.　　(現行どおり)
(新　　設)	4.　当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
(新　　設)	5.　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない

現　行　定　款	変　更　案
	限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任　　期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2.　取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2.　取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条　　（条文省略）	第23条　　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前ま	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するも

現　行　定　款	変　更　案
でに発するものとする。 　ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2.　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	のとする。 　ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2.　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 　ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第26条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報 酬 等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（報 酬 等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員　数) 第29条　当会社の監査役は、5名以内とする。	(削　除)
(選任方法) 第30条　監査役は、株主総会で選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削　除)
(任　期) 第31条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削　除)
(常勤の監査役) 第32条　常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	(常勤の監査等委員) 第30条　監査等委員会は、その決議をもって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第31条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2.　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程) 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定	(監査等委員会規程) 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に

現　行　定　款	変　　更　　案
める監査役会規程による。	おいて定める監査等委員会規程による。
(報 酬 等) 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削　　除)
(社外監査役との責任限定契約) 第36条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。 　ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削　　除)
第6章 計　　算	第6章 計　　算
第37条～第40条 (条文省略)	第33条～第36条 (現行どおり)
	附　　則
(新　　設)	(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第１条　第68回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	近藤勝彦（こんどう かつひこ）	代表取締役社長	再任
2	安藤朋也（あんどう ともや）	専務取締役管理本部長兼総務部長	再任
3	矢田裕之（やだ ひろゆき）	取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長	再任
4	百田陽一（ひゃくだ よういち）	取締役製造本部長兼九州工場長	再任
5	矢野雅彦（やの まさひこ）	取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼eコマースグループ長	再任
6	江尻友征（えじり ともゆき）	取締役（当社子会社東海ステップ株式会社代表取締役会長）	再任
7	浅川和之（あさかわ かずゆき）	取締役東日本営業部長兼東京支店長	再任
8	濵野昇（はまの のぼる）	執行役員鉄構営業部長	新任
9	金井美智子（かないみちこ）	社外取締役	再任　社外　独立役員
10	大和正史（やまと まさし）	社外取締役	再任　社外　独立役員

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任
近藤勝彦（こんどう かつひこ）
(1959年11月 8 日生)</td><td>1984年 6 月　当社入社
1988年 7 月　当社埼玉営業所長
1991年 1 月　当社新規事業北関東営業所長
1992年 6 月　当社取締役新規事業北関東営業所長
1999年 3 月　当社取締役横浜支店長
2002年 6 月　当社取締役業務部長
2007年10月　当社取締役企画部長
2010年 4 月　当社取締役
三和電材株式会社代表取締役副社長
2011年 6 月　当社取締役
三和電材株式会社代表取締役社長
2013年 1 月　当社取締役企画担当
2013年 6 月　当社代表取締役社長（現任）
(重要な兼職の状況)
有限会社藤和興産　代表取締役
株式会社藤登興産　代表取締役</td><td>104,232株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
1984年入社以来、営業部門、物流部門、企画部門等に携わる他、電設資材卸売業の三和電材株式会社の子会社化に伴い、同社代表取締役を務める等の豊富な経験を有しております。
代表取締役社長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	再任 安藤朋也（あんどう ともや） （1953年６月11日生）	1996年１月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）久喜支店長 1998年２月　同行大森支店長 1999年11月　同行尾東尾北地区母店長兼小牧支店長 2002年２月　株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）上本町法人営業部長兼上本町支店長 2004年１月　同行企業部主任調査役 2004年４月　同行中之島法人営業部長兼中之島支店長 2006年４月　株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）本部審議役 2006年11月　当社出向　総務部長 2007年６月　当社入社　総務部長 2007年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長 2009年６月　当社常務取締役管理本部長兼総務部長 2010年４月　三和電材株式会社取締役（現任） 2012年６月　当社専務取締役管理本部長兼総務部長（現任） 2014年８月　中央技研株式会社取締役（現任） 2019年２月　ヒロセ興産株式会社（現テックビルド株式会社）取締役（現任） 2020年２月　東海ステップ株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 三和電材株式会社　取締役 中央技研株式会社　取締役 テックビルド株式会社　取締役 東海ステップ株式会社　取締役	69,400株
	［ 選任理由 ］ 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行後、上記の職務を経験し、2006年当社出向（2007年入社）以来、金融機関において培った経験を基に管理部門を統括し、また、M&A、海外進出、人材マネジメントにも従事しております。 管理本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		
3	再任 矢田裕之（やだ ひろゆき） （1962年７月15日生）	1985年４月　当社入社 2006年６月　当社横浜支店長 2011年６月　当社業務部長 2011年６月　当社執行役員業務部長 2013年４月　当社執行役員西日本営業部長 2016年６月　当社取締役西日本営業部長 2018年４月　当社取締役西日本営業部長兼事業戦略室長 2019年６月　当社取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長（現任）	13,300株
	［ 選任理由 ］ 1985年入社以来、営業部門、物流部門に携わる等、豊富な経験を有しております。 営業本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	再任 百田陽一（ひゃくだ よういち） （1957年９月10日生）	1995年10月　住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）小倉製鉄所圧延部分塊工場長 1999年６月　同社小倉製鉄所圧延部線材工場長 2002年６月　株式会社住友金属小倉商品技術部技術サービス室長 2005年７月　同社生産部長 2007年７月　同社品質総括部長 2009年１月　同社カスタマー技術部長 2012年10月　新日鐵住金株式会社（現日本製鉄株式会社）小倉製鐵所生産部長 2013年７月　同社小倉製鐵所技術部長 2014年４月　株式会社サンユウ技術品質管理部長 2015年６月　同社取締役技術品質管理部長 2016年６月　同社執行役員技術品質管理部長 2018年７月　当社入社　製造本部顧問 2019年１月　当社九州工場長 2019年６月　当社取締役製造本部長兼九州工場長（現任）	300株
	［ 選任理由 ］ 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）等にて上記の職務を経験後、2018年7月入社以来、製造部門の生産効率化及び品質保証に携わる等、とりわけ工場の経営に対する豊富な経験を有しております。 製造本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		
5	再任 矢野雅彦（やの まさひこ） （1957年８月12日生）	1981年３月　当社入社 2000年10月　当社貿易部長 2005年６月　当社執行役員貿易部長 2012年６月　当社取締役貿易部長 2013年４月　当社取締役開発営業部長兼鉄道環境グループ長 2015年６月　当社取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼鉄道環境グループ長 2017年６月　当社取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長 2017年７月　当社取締役開発営業部長兼ホームセンターグループ長兼eコマースグループ長（現任）	31,200株
	［ 選任理由 ］ 1981年入社以来、海外営業部門、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 開発営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
江尻友征
(1965年8月30日生)</td><td>1988年 4 月　当社入社
1998年10月　当社静岡営業所長
2002年 1 月　当社金沢営業所長
2007年10月　当社福岡支店長
2013年 4 月　当社業務部長
2015年 6 月　当社海外営業部長
2016年 6 月　当社執行役員海外営業部長
2019年 6 月　当社取締役海外営業部長
2020年 2 月　当社取締役（現任）
東海ステップ株式会社代表取締役会長（現任）
(重要な兼職の状況)
東海ステップ株式会社　代表取締役会長</td><td>9,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
1988年入社以来、営業部門、物流部門、海外営業部門、子会社経営等に携わる等、豊富な経験を有しております。
子会社代表取締役としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任
浅川和之
(1967年12月24日生)</td><td>1990年 4 月　当社入社
2004年 7 月　当社高松営業所長
2011年 6 月　当社大阪支店長
2017年10月　当社東京支店長
2018年 6 月　当社執行役員東日本営業部長兼東京支店長
2019年 6 月　当社取締役東日本営業部長兼東京支店長（現任）</td><td>8,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
1990年入社以来、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。
東日本営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>新任
濵　野　　昇（はまの　のぼる）
(1970年6月12日生)</td><td>1993年 4 月　当社入社
1999年 3 月　当社新規事業北関東営業所長
2000年 8 月　当社新規事業神奈川営業所長
2003年 4 月　当社新規事業京滋営業所長
2012年 9 月　当社新規事業山陽営業所長
2017年 4 月　当社関西支店長
2018年 6 月　当社執行役員鉄構営業部長兼関西支店長
2020年 4 月　当社執行役員鉄構営業部長（現任）</td><td>9,100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
1993年入社以来、営業部門に携わる等、豊富な経験を有しております。
鉄構営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>再任　社外　独立役員
金井　美智子（かない　みちこ）
(1955年 6 月16日生)</td><td>1990年 4 月　弁護士登録
大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所）入所
1998年 4 月　同所パートナー
2002年 8 月　弁護士法人大江橋法律事務所　社員（現任）
2007年 6 月　株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ）社外監査役
2015年 6 月　当社社外取締役（現任）
2015年 6 月　三共生興株式会社社外監査役（現任）
2016年 6 月　IDEC株式会社社外取締役
2018年 6 月　同社社外取締役（監査等委員）（現任）
（重要な兼職の状況）
弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所　社員）
三共生興株式会社　社外監査役
IDEC株式会社　社外取締役（監査等委員）</td><td>2,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[選任理由]
M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。
そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	再任 社外 独立役員 大和正史（やまと まさし） （1953年11月10日生）	1980年４月　関西大学法学部助手 1983年４月　同大学法学部専任講師 1986年４月　同大学法学部助教授 1993年４月　同大学法学部教授 2004年４月　同大学大学院法務研究科教授（現任） 2017年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 関西大学大学院法務研究科教授	1,400株
	［ 選任理由 ］ 国内外における結合企業法制及び親子会社間取引等の分野について精通しており、大学院教授及び研究者としての経験・職見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。 そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．金井美智子氏及び大和正史氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
３．当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
金井美智子氏　５年
大和正史氏　３年
４．金井美智子氏及び大和正史氏と当社の間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（３名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	西田範夫（にしだ のりお）	常勤監査役	新任
2	安田加奈（やすだ かな）	社外監査役	新任　社外　独立役員
3	徳田琢（とくだ たく）	―	新任　社外　独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	新任 西田範夫（にしだ のりお） (1958年11月1日生)	1981年３月　当社入社 2005年10月　当社経理部次長 2008年10月　当社監査室次長 2012年６月　当社執行役員監査室長 2015年11月　当社執行役員経理部長 2018年６月　中央技研株式会社監査役（現任） 三和電材株式会社監査役（現任） 当社常勤監査役（現任） 2019年２月　ヒロセ興産株式会社（現テックビルド株式会社）監査役（現任） 2020年２月　東海ステップ株式会社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 三和電材株式会社　監査役 中央技研株式会社　監査役 テックビルド株式会社　監査役 東海ステップ株式会社　監査役	17,600株
	［ 選任理由 ］ 1981年入社以来、管理部門、監査部門に携わる等、豊富な経験を有しており、これによる知識と経験に基づいて、監査等委員である取締役としての役割を果たすことが期待できるため、新たに、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	新任　社外　独立役員 安田加奈（やすだ かな） (1969年４月10日生)	1993年10月　センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年４月　公認会計士登録 2000年３月　安田会計事務所設立　同所所長（現任） 2004年３月　税理士登録 2009年９月　シンポ株式会社　社外監査役（現任） 2010年５月　スギホールディングス株式会社　社外監査役（現任） 2016年６月　株式会社ゲオホールディングス　社外取締役（現任） 2019年６月　中央発條株式会社　社外取締役（現任） 2019年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士（安田会計事務所　所長） シンポ株式会社　社外監査役 スギホールディングス株式会社　社外監査役 株式会社ゲオホールディングス　社外取締役 中央発條株式会社　社外取締役	2,300株
	［ 選任理由 ］ 公認会計士及び税理士としての経験・識見が豊富であり、公認会計士の専門的見地から監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、新たに、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生　年　月　日）</th><th>略歴、地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>新任　社外　独立役員
とく　だ　　たく
徳　田　　琢
（1972年２月５日生）</td><td>2000年４月　弁護士登録、小澤・秋山法律事務所入所
2003年10月　徳田法律事務所入所
2018年10月　京都大学法科大学院非常勤講師（現任）
（重要な兼職の状況）
弁護士（徳田法律事務所）</td><td>一株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［ 選任理由 ］
会社法一般及び企業間訴訟等の分野に精通しており、弁護士としての知識と経験に基づき監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できるため、新たに、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏は会社経営には直接関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．安田加奈氏及び徳田琢氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、安田加奈氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、徳田琢氏につきましても東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

３．当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

安田加奈氏　１年

４．安田加奈氏と当社の間で、社外監査役として会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、徳田琢氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年６月26日開催の第61回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額その他諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと10名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額をその職務と責任その他諸般の事情を考慮し、年額60百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

１．提案の理由

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社は、2017年６月27日開催の第65回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）及び当社の執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））（以下、「本制度」といいます。）の導入について、ご承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、第7号議案において同じ。）に対する本制度に係る報酬枠をあらためて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、第５号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、取締役に対する本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容についてご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2017年６月27日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であることから、相当であると考えております。

また、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は８名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

２．本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

（1）　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役及び当社の執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託金額

当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、174.96百万円の金銭を拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者を受益者として存続させることとします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(3) 当社株式の取得方法

上記（2）のとおり、当社は、各対象期間につき、本制度に基づく役員への給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に追加拠出する予定であり、当該資金を原資として本信託が当社株式を取得する予定です。

本信託が当社株式を取得する場合、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につきましては、適時適切に開示いたします。

(4) 取締役等に給付される当社株式の数の具体的な算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、①役位により定まる数のポイントと、②業績達成度等を勘案して定まる数のポイントの2種類のポイントが付与されます。

取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、48,600ポイント（うち当社の取締役分として44,100ポイント）を上限とします。これは、現行の役員

報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（5）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本定時株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（5）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

（5） 当社株式の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（4）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）を基礎とします。

また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

第８号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年６月27日開催の当社第56回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、直近では2017年６月27日開催の当社第65回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、同対応策（以下、当社第65回定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現プラン」といいます。）を継続いたしております。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、2020年５月13日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、新たに継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の定めに基づき、本プランを継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続に当たり、本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当社が監査役会設置会社であることを前提とした記載の削除等を行うとともに、形式的な文言の修正等を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

1．当社の企業価値の源泉について

当社は、1947年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。1957年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第１号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

① お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
② お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力
③ お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制
④ お客様のニーズにお応えするための約４万点を超える豊富な取扱商材

2．企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、既存コア事業の一層の収益力強化に加え、事業環境の変化に対応すべく、今後成長が見込まれる分野への事業展開を進め、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

① 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
② 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

③　当社は、今後成長が見込まれる分野（海外、社会インフラの老朽化に伴う維持修繕工事、人手不足・働き方改革への対応に伴う省力化等）への事業展開を次のとおり実施しております。

2010年	LED照明等の環境、エコ関連分野への事業展開を目的に電設資材卸売業の三和電材株式会社を子会社化
2012年	アセアン諸国での事業拡大を目的にタイ国での現地法人設立
2014年	産業の自動化・省力化分野への事業展開を目的に省力化機器等の設計・製造を行う中央技研株式会社を子会社化
2016年	製品・サービス向上を目的に株式会社秋長製作所より「アルプス印の鉄滑車」の製造事業を譲受
2018年	付加価値の高い製品拡販を目的に「あと施工アンカーボルト」等の建築用金物製造販売業のエヌパット株式会社との業務資本提携
2019年	産業の自動化・省力化分野の強化を目的に株式会社メカトロエンジニアリングより「省力化、画像処理機器事業」を譲受
	社会インフラの老朽化に伴う維持修繕分野への事業展開を目的に仮設足場等の架払工事・レンタル事業を行うヒロセ興産株式会社（現：テックビルド株式会社）を子会社化
2020年	さらなる仮設足場等の架払工事の事業拡大を目的に同事業を行う東海ステップ株式会社を子会社化

今後も、当社は企業の買収及び資本・業務提携等を進め、さらなる事業展開を図ってまいります。

④　当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等のJIS表示許可並びにISO9001を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給並びに新製品の開発力の向上に努めております。
また、品質及び開発力の向上に加え、滋賀工場及び関東工場において、環境マネジメントシステムであるISO14001を認証取得するなど、環境保全に配慮した活動にも努めております。

3．コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性を高め、監督機能の強化を図る目的で、弁護士及び法科大学院教授である社外取締役２名を選任し、企業法務に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士及び公認会計士である社外監査役２名を含む３名の監査役により、専門的な知見を活かした客観的で公正な監

視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様に利益の還元を行う方針であります。1995年に株式上場してから2019年３月期までの24年間で業績の向上に応じて年間配当を16回増配いたしました。また、自己株式の取得も積極的に行っております。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

１．本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙２に記載の四氏が就任いたします。

また、2020年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。

同時点において当社役員及びその関係者並びに社員持株会（以下、「当社役員等」といいます。）により発行済株式の約32.2%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳でなく、独立した関係であることから、今後その各々の事情に基づき当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可

能性が考えられます。それに加えて今後の事業拡大を図っていく上で、資本市場における資金調達を行うこともあり得ると考えており、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もあります。

このような状況下、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、本プランの必要性はあるものと認識しております。

なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2．本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（ⅰ）当社が発行者である株式[1]について、保有者[2]の株式保有割合[3]が20％以上となる買付け

（ⅱ）当社が発行者である株式[4]について、公開買付け[5]に係る株式の株式所有割合[6]及びその特別関係者[7]の株式所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

（ⅰ）買付者等の概要

（イ） 氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ） 代表者の役職及び氏名

（ハ） 会社等の目的及び事業の内容

1 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下（ⅱ）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

（二）　大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
（ホ）　国内連絡先
（ヘ）　設立準拠法

（ⅱ）買付者等が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

（ⅲ）買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式の第三者への譲渡等、重要提案行為等[8]又はその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③　本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日[9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（ⅰ）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って、十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

（ⅰ）買付者等及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

（ⅱ）大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）

（ⅲ）大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

8　金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9　営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10　金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

（ⅳ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
（ⅴ）大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
（ⅵ）買付者等が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約及びその他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の具体的内容
（ⅶ）買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
（ⅷ）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
（ⅸ）大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
（ⅹ）当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

（ⅰ）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
（ⅱ）その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記（ⅰ）（ⅱ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤　対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（ⅰ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

（ⅱ）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥　取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要及びその他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦　対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後にお

いても、（ⅰ）買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は（ⅱ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧　大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（1）⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記（1）⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記（1）⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までの３年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記２．(3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員３名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記２．(1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する

ための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記２．(3) に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、監査等委員会設置会社に移行した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を１年、監査等委員である取締役を２年と法定どおりの任期としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

４．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の２．(1) に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２．(1) ⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止

を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払い込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社はその手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

２．独立委員会委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
（１）本プランに係る対抗措置の発動の是非
（２）本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
（３）本プランの廃止及び変更
（４）その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
　各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

９．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏　　名 (生 年 月 日)	略　　歴
金井　美智子 (かないみちこ) (1955年６月16日生)	1990年　４月　弁護士登録、大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年　４月　同所パートナー 2002年　８月　弁護士法人大江橋法律事務所　社員（現任） 2007年　６月　株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ）社外監査役 2015年　６月　当社社外取締役（現任） 2015年　６月　三共生興株式会社社外監査役（現任） 2016年　６月　IDEC株式会社社外取締役 2018年　６月　同社社外取締役（監査等委員）（現任）
大和　正史 (やまと　まさし) (1953年11月10日生)	1980年　４月　関西大学法学部助手 1983年　４月　同大学法学部専任講師 1986年　４月　同大学法学部助教授 1993年　４月　同大学法学部教授 2004年　４月　同大学大学院法務研究科教授（現任） 2017年　６月　当社社外取締役（現任）
安田　加奈 (やすだ　かな) (1969年４月10日生)	1993年　10月　センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年　４月　公認会計士登録 2000年　３月　安田会計事務所設立　同所所長（現任） 2004年　３月　税理士登録 2009年　９月　シンポ株式会社社外監査役（現任） 2010年　５月　スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年　６月　株式会社ゲオホールディングス社外取締役（現任） 2019年　６月　中央発條株式会社社外取締役（現任） 2019年　６月　当社社外監査役（現任） 2020年　６月　当社社外取締役（監査等委員）就任予定
徳田　琢 (とくだ　たく) (1972年２月５日生)	2000年　４月　弁護士登録、小澤・秋山法律事務所入所 2003年　10月　徳田法律事務所入所 2018年　10月　京都大学法科大学院非常勤講師（現任） 2020年　６月　当社社外取締役（監査等委員）就任予定

（注）１．上記四氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
２．当社は、金井美智子氏、大和正史氏及び安田加奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．徳田琢氏は、当社第68回定時株主総会において選任されることを条件として、当社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

別紙３

当社の大株主の株式保有状況

2020年３月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社藤和興産	3,014	11.32
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,619	6.08
コンドーテック社員持株会	1,306	4.91
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.68
株式会社Fプランニング	900	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	871	3.27
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.83
株式会社藤登興産	676	2.54
近藤　雅英	664	2.50
近藤　純位	652	2.45
合　計	11,707	43.96

（注）１．持株比率は自己株式628千株（株式付与ESOP信託が保有する当社株式（26千株）及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式（128千株）を除く）を除いて算出しております。

２．2018年６月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2018年６月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.77
三菱UFJ信託銀行株式会社	593	2.18
三菱UFJ国際投信株式会社	47	0.17
合　計	1,394	5.12

３．2019年９月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書（№6）においてフィデリティ投信株式会社が、2019年９月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
エフエムアール　エルエルシー（FMR LLC）	2,656	9.74

以　上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

2．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

3．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っていると判断される場合

4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

5．買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数
　本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主
　割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限
　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

７．本新株予約権の行使条件
　（１）特定大量保有者[11]、（２）特定大量保有者の共同保有者、（３）特定大量買付者[12]、（４）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（５）これら（１）から（４）までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、（６）これら（１）から（５）までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

11「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

（ご参考）

本プランの手続きに関するフロー図

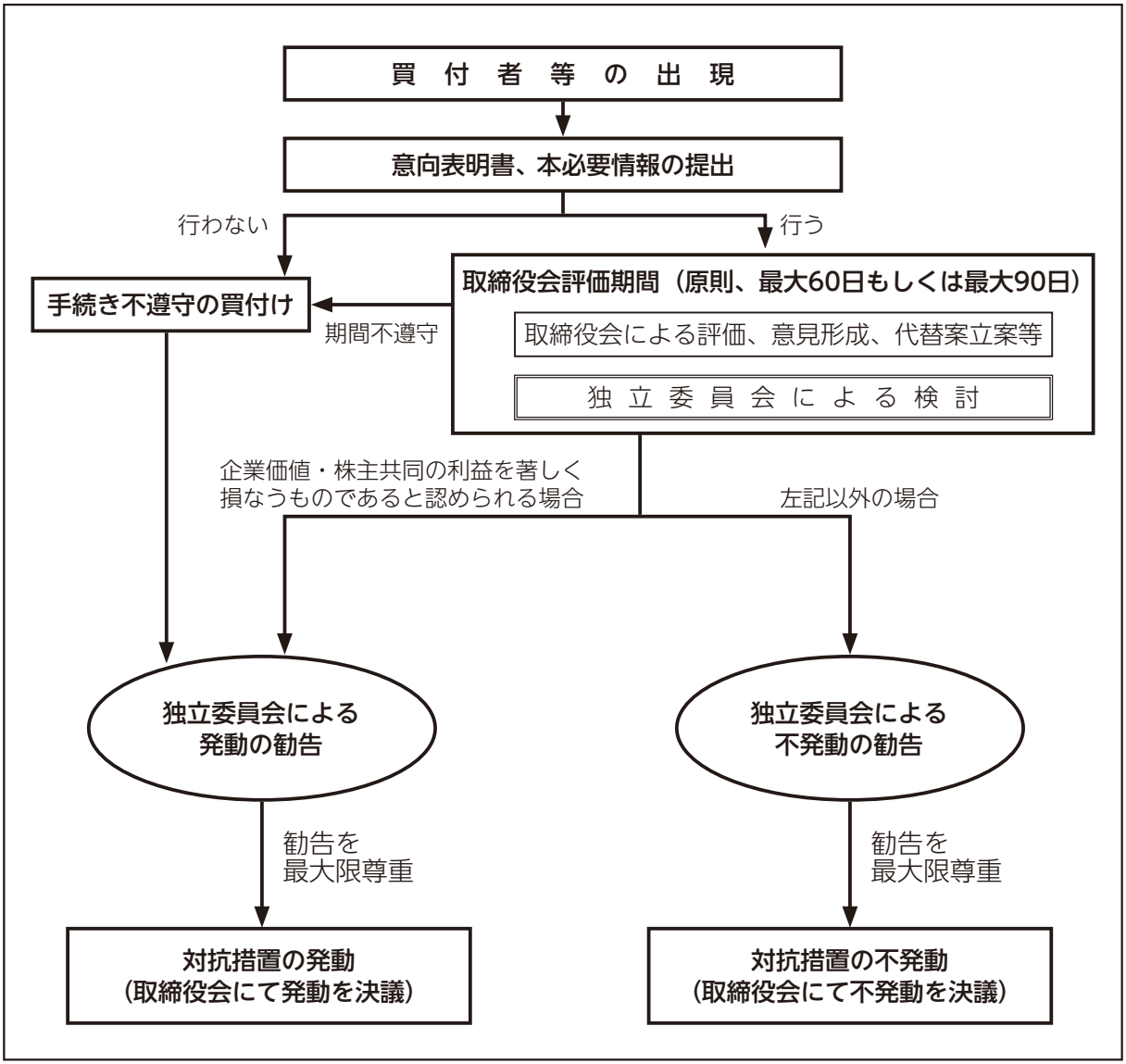

※このスキーム図は、本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以　上

株主総会 会場ご案内図

場所

当社本社　4号館4階会議室

大阪市西区境川二丁目2番90号

開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。
なお、エレベーターはございませんので、階段のご利用をお願い申しあげます。

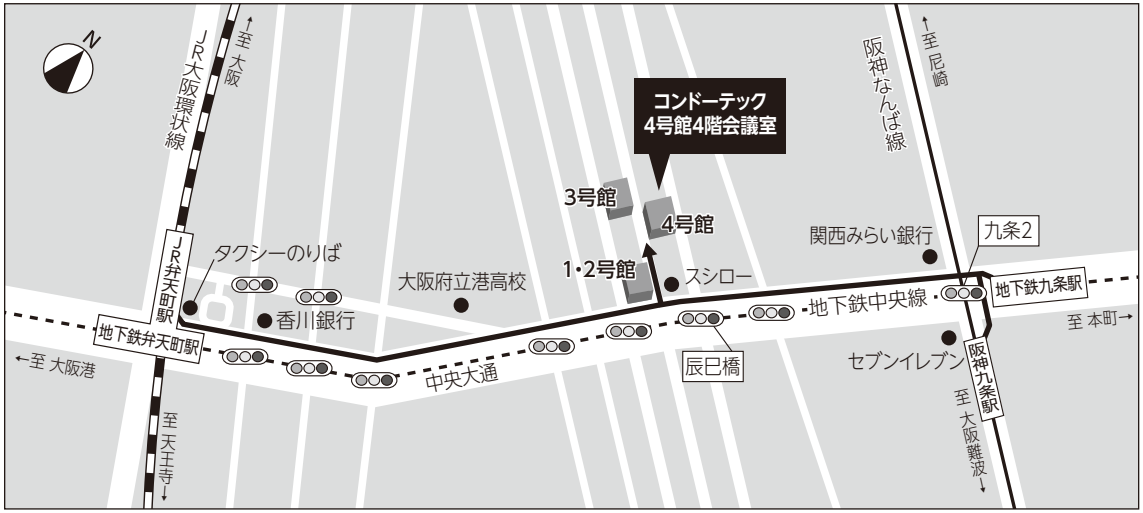

交通機関

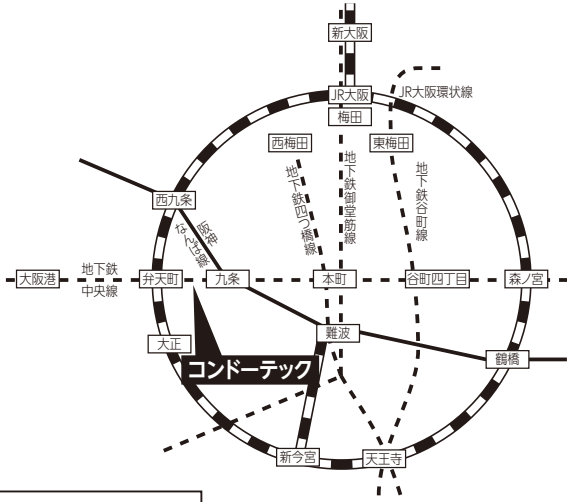

JR大阪環状線　弁天町駅

南口改札より徒歩約15分

大阪メトロ（地下鉄）　中央線　弁天町駅

東改札4番出口より徒歩約15分

大阪メトロ（地下鉄）　中央線　九条駅

西改札1A出口より徒歩約13分

阪神なんば線　九条駅

西改札1番出口より徒歩約13分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。